

審査ニュース 264号

請求レセプトの一次審査における 審査委員会の疑義について

医療保険委員会

今回の審査ニュースでは、土曜日午後の時間帯（13時～18時）における時間外加算、混合不可とされている薬剤の計量混合調剤加算、1種類の液剤と単シロップの計量混合調剤加算の算定における請求事例についてお知らせします。

レセプト請求において、請求の意図を明確にさせるためには、レセプト摘要欄へのコメントの記載が大変重要です。コメントの記載を忘れないようにしましょう。

各保険薬局から請求されたレセプトは審査支払機関において一次審査を受け、ここで「原審」「返戻」「査定」処理されます。

その後保険者に送付され、必要があれば再度請求内容の確認が行われます。

一次審査において「原審」とされた請求内容に疑義が生じた場合、保険者は審査支払機関に再審査請求を行います。この時、審査員は再度審査を行います。再審査請求における保険者からの疑義内容が妥当だと認められた場合は「査定」処理となります。

このように保険者が一次審査の結果に疑義を抱くような場合でも、レセプト摘要欄にコメントがあれば請求者の意図がわかり、再審査請求を未然に防止することができます。

※再審査請求では「原審」か「査定」かの二者択一が原則であり「返戻」処理はありません。

今回は下記の事例について解説します。

【事例1】土曜日午後の時間帯（13時～18時）における時間外加算について

【事例2】混合不可とされている薬剤の計量混合調剤加算について

【事例3】1種類の液剤と単シロップの計量混合調剤加算について

※文中の「原審」「返戻」「査定」の意味合い

原審・・・請求どおりと解釈されるもの。

返戻・・・請求内容に疑義があるか、請求理由が理解できないもの。

査定・・・誤請求と解釈されるもの。

審査ニュース

事例1 (返戻事例) 土曜日午後の時間帯 (13時~18時) における時間外加算について

〈処方〉

| | |
|--------------------|----|
| テルミサルタン錠20mg「ケミファ」 | 1錠 |
| タケルダ配合錠 | 1錠 |
| ピタバスタチンCa錠1mg「サワイ」 | 1錠 |
| 1日1回 朝食後 35日分 | |
| モンテルカスト錠10mg「KM」 | 1錠 |
| 1日1回 就寝前 35日分 | |

〈一次審査対象レセプト〉

| No | 医師 | 処方 月日 | 調剤 月日 | 処 方 | | 調剤 数量 | 調剤報酬点数 | | | |
|----|---|----------|----------|---|----------------|----------|----------------|----------|-----|--------------|
| | | | | 医薬品・規格・用量・剤形・用途 | 単位薬剤料 | | 薬剤調製料 調剤管理料 | 薬剤料 | 加算料 | |
| 1 | 1 | 12・6 | 12・6 | テルミサルタン錠20mg「ケミファ」 タケルダ配合錠 ピタバスタチンCa錠1mg「サワイ」 【内服】1日1回 朝食後 | 1錠 1錠 1錠 | 5 | 35 | 24 60 | 175 | 薬時24 調時60 |
| 2 | 1 | 12・6 | 12・6 | モンテルカスト錠10mg「KM」 【内服】1日1回 就寝前 | 1錠 | 4 | 35 | 24 60 | 140 | 薬時24 調時60 |
| 摘要 | 処方箋受付年月日 (時間外加算) : 令和7年12月6日 処方箋受付年時刻 (時間外加算) : 13時25分 | | | | | | | | | |

審査委員会での【請求に対する疑義?】
Q、時間外加算の対象時間外で、時間外加算が算定されています。時間外加算の算定はいかがでしょうか?

| | |
|-----------|-----------|
| 基本料 | 時間外 |
| 基A 45点 | 時1 45点 |

〈審査結果〉返戻

時間外加算は、保険薬局が開局時間以外の時間 (深夜 (午後10時から午前6時までをいう) および休日を除く) において調剤を行った場合に、所定点数の100分の100に相当する点数を加算するとされており、時間外加算の対象となる標準時間は、「概ね午前8時前と午後6時以降および休日加算の対象となる休日以外の日を終日休業とする保険薬局における当該休業日」とされています。ただし、時間外とされる場合においても、当該保険薬局が常態として調剤応需の態勢をとり、開局時間内と同様な取り扱いで調剤を行っているときは、時間外の取り扱いとはしないと定められています。

土曜日の午後を閉局としている薬局が多いと思いますが、土曜日においても時間外加算の対象となる時間は、午前8時前と午後6時以降が標準時間となります。

今回のケースは、夜間・休日等加算の対象となる日時であるため、返戻処理となりました。

< 令和6年6月版 調剤報酬点数表の解釈 p49~50、令和6年版 保険調剤Q&A p334~335 参照 >

正しい請求例

| No | 医師 | 処方 月日 | 調剤 月日 | 処 方 | | 調剤 数量 | 調剤報酬点数 | | | |
|----|----|----------|----------|---|----------------|----------|----------------|----------|-----|--|
| | | | | 医薬品・規格・用量・剤形・用途 | 単位薬剤料 | | 薬剤調製料 調剤管理料 | 薬剤料 | 加算料 | |
| 1 | 1 | 12・6 | 12・6 | テルミサルタン錠20mg「ケミファ」 タケルダ配合錠 ピタバスタチンCa錠1mg「サワイ」 【内服】1日1回 朝食後 | 1錠 1錠 1錠 | 5 | 35 | 24 60 | 175 | |
| 2 | 1 | 12・6 | 12・6 | モンテルカスト錠10mg「KM」 【内服】1日1回 就寝前 | 1錠 | 4 | 35 | 24 60 | 140 | |
| 摘要 | | | | | | | | | | |

| | |
|-----------|-----------|
| 基本料 | 時間外 |
| 基A 45点 | 夜1 40点 |

事例2 (査定事例) 混合不可とされている薬剤の計量混合調剤加算について

〈処方〉

アクトシン軟膏 3% 90g
 イソジンシュガーパスタ軟膏 30g
 1日1回 足に塗布

〈再審査対象レセプト〉

| No | 医師 | 処方 月日 | 調剤 月日 | 処 方 | | 調剤 数量 | 調剤報酬点数 | | |
|----|----|----------|----------|--|-------|----------|----------------|-----|-----|
| | | | | 医薬品・規格・用量・剤形・用途 | 単位薬剤料 | | 薬剤調製料 調剤管理料 | 薬剤料 | 加算料 |
| 1 | 1 | 12・25 | 12・25 | アクトシン軟膏 3% 90g イソジンシュガーパスタ軟膏 30g 【外用】1日1回 足に塗布 | 472 | 1 | 10 4 | 472 | 計80 |
| 摘要 | | | | | | | | | |

審査委員会での【請求に対する疑義?】
 Q、添付文書に「他剤と混合して使用しないこと」と記載のある薬剤が含まれています。計量混合調剤加算の算定はいかがでしょうか？



〈審査結果〉査定

| No | 医師 | 処方 月日 | 調剤 月日 | 処 方 | | 調剤 数量 | 調剤報酬点数 | | |
|----|----|----------|----------|--|-------|----------|----------------|-----|----------|
| | | | | 医薬品・規格・用量・剤形・用途 | 単位薬剤料 | | 薬剤調製料 調剤管理料 | 薬剤料 | 加算料 |
| 1 | 1 | 12・25 | 12・25 | アクトシン軟膏 3% 90g イソジンシュガーパスタ軟膏 30g 【外用】1日1回 足に塗布 | 472 | 1 | 10 4 | 472 | 計80 0 |
| 摘要 | | | | | | | | | |

計量混合調剤加算は、薬価基準に記載されている2種類以上の医薬品（液剤、散剤若しくは顆粒剤または軟・硬膏剤に限る）を計量し、かつ、混合して、液剤、散剤若しくは顆粒剤として内服薬または屯服薬を調剤した場合および軟・硬膏剤等として外用薬を調剤した場合に算定できますが、「計量混合調剤は、医薬品の特性を十分理解し、薬学的に問題ないと判断される場合に限り行う」とされています。

今回のケースでイソジンTMシュガーパスタ軟膏（精製白糖・ポビドンヨード配合軟膏）の添付文書には、「他剤と混合して使用しないこと」と記載されています。その理由としては、先発医薬品のユーパスタTM軟膏のインタビューフォームには「精製白糖・ポビドンヨード配合軟膏は、安定性、均質性、使用感等の向上を目的に、白糖とポビドンヨードの至適な配合比等種々の製剤学的な検討がなされた製剤」とあり、他剤との混合によりその至適配合比率が保てない可能性があるため、とされています。したがって、他剤との混合は薬学的に問題ないとは言えず、計量混合調剤加算の算定要件を満たさないため、査定処理となりました。

なお、精製白糖・ポビドンヨード配合軟膏以外に、ゲーベンTMクリームにも「他剤と混合して使用しないこと」の記載があり、同様に計量混合調剤加算は算定できませんので、ご注意ください。

<令和6年6月版 調剤報酬点数表の解釈 p52、ユーパスタTM軟膏インタビューフォーム 参照>

審査ニュース

事例3 (査定事例) 1種類の液剤と単シロップの計量混合調剤加算について

〈処方〉

バルプロ酸Naシロップ5%「フジナガ」 14mL
 単シロップ 1mL
 1日3回 毎食後 14日分

〈再審査対象レセプト〉

| No | 医師 | 処方 月日 | 調剤 月日 | 処 方 | | 調剤 数量 | 調剤報酬点数 | | | |
|----|----|----------|----------|--|-------------|----------|----------------|----------|-----|-----|
| | | | | 医薬品・規格・用量・剤形・用途 | 単位薬剤料 | | 薬剤調製料 調剤管理料 | 薬剤料 | 加算料 | |
| 1 | 1 | 12・3 | 12・5 | バルプロ酸Naシロップ5%「フジナガ」 単シロップ 【内服】1日3回 毎食後 ※バルプロ酸と混合し1日15mL | 14mL 1mL | 12 | 14 | 24 28 | 168 | 計35 |
| 摘要 | | | | | | | | | | |

※年齢は25歳

審査委員会での【請求に対する疑義?】
 Q、1種類の液剤と単シロップによる計量混合調剤加算の算定はいかがでしょうか?



〈審査結果〉 査定

| No | 医師 | 処方 月日 | 調剤 月日 | 処 方 | | 調剤 数量 | 調剤報酬点数 | | | |
|----|----|----------|----------|--|-------------|----------|----------------|----------|-----|----------|
| | | | | 医薬品・規格・用量・剤形・用途 | 単位薬剤料 | | 薬剤調製料 調剤管理料 | 薬剤料 | 加算料 | |
| 1 | 1 | 12・3 | 12・5 | バルプロ酸Naシロップ5%「フジナガ」 単シロップ 【内服】1日3回 毎食後 ※バルプロ酸と混合し1日15mL | 14mL 1mL | 12 | 14 | 24 28 | 168 | 計35 0 |
| 摘要 | | | | | | | | | | |

1種類の液剤と薬効を示さない単シロップ等の混合については、いわゆる「希釈」と考えられるため、計量混合調剤加算は算定できません。ただし、処方された医薬品が微量のため、乳幼児に対してそのままでは調剤または服用が困難である場合において、医師の了解を得た上で賦形剤、矯味矯臭剤等を混合し、乳幼児が正確に、または容易に服用できるようにした場合は、計量混合調剤加算を算定できるとされています。

今回のケースは、25歳の成人で、単シロップを矯味剤として用いたわけではなく、液剤を秤量しやすくするために用いたと考えられるため、査定処理となりました。

1種類の液剤と単シロップとの混合においては、6歳未満に対する矯味目的のみ算定対象となります。

なお、1種類の液剤と精製水との混合は、単なる希釈と考えられるため、添付文書に希釈して用いる旨の記載がある薬剤以外は、いずれの年齢においても算定できませんので、ご注意ください。

<令和6年6月版 調剤報酬点数表の解釈 p52、令和6年版 保険調剤Q&A p334 参照>